

子供と家族が一緒に休める環境整備について

報告（1）

（継続）学校休業日の分散化

【県立学校における取組】

○令和5年4月、休業日の取扱を弾力化し、学校長の判断により、夏季休業日等の分散化を可能とする制度を導入

- ・対象：県立の全ての中学校、高校、特別支援学校
- ・通知：教育長から各学校長に対し、通知を発出
- ・方法：夏季、冬季、学年末休業日の一部を5日までの範囲で学期中に移動し、休業日を設定

○令和5年度は、宇土高校・宇土中学校において、体験的な学習活動等に取り組めるよう、本年度から夏季休業日の一部を分散（令和5年10月下旬から11月上旬にかけて9連休とする取組を実施）

○令和6年度は、宇土高校・宇土中学校に加え、熊本商業高校、矢部高校、八代清流高校、球磨工業高校、南稜高校において取組を実施予定

【市町村立学校】

○市町村教育委員会に対して制度導入について、検討するよう依頼済

（新）くまなびの日（試行）

【県立学校における取組】

○生徒が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動等を行うとき、欠席日数に含めないものとして取り扱う（教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認める場合として取り扱う）

- ・趣旨：教育の出発点である家庭において、子ども一人ひとりの個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、子供と家族が一緒に休める環境を整備する
- ・名称：くまなびの日
- ・対象：すべての県立中学校、高校、特別支援学校
- ・手続：保護者が事前届出（取得届）を提出
- ・始期：令和6年4月9日から試行
- ・日数：年3日以内
- ・補習：その日の学習内容は自習で対応

【市町村立学校】

○市町村教育委員会に対して試行への参加について、検討するよう依頼済

県立学校における時差出勤（試行）の導入について

学校人事課

1 導入理由

- 多様な勤務形態の選択を可能にすることで、教職員のワークライフバランスの確保、公務能率の向上を図り、学校現場における働き方改革の一層の推進に資する。

2 対象所属・職員

- 県立学校の教職員（会計年度任用職員、育児短時間勤務・再任用短時間勤務職員を除く）

3 内容

- 各学校において、時差出勤を行う職員の勤務開始・勤務終了時刻を要綱で定める。
- 校長は、申出のあった職員に対し、校務の運営に支障がある場合を除き、時差出勤を承認。

4 開始時期

- 令和6年（2024年）4月1日

【備考】

- 各県立学校には、3月4日付けで通知済み。
- 各市町村教育委員会に対しても、本取組の趣旨を踏まえ、時差出勤導入にあたり検討する際の参考とするよう同日付けで通知済み。